

V 主な減価償却資産の耐用年数と償却率（定額法）

○ 建 物

構造・用途	細 目	耐用年数	構造・用途	細 目	耐用年数
木造・合成樹脂造のもの	店舗用、住宅用のもの	22	金属造りのもの (骨格材の肉厚で区分)	店舗用、住宅用のもの	34
	車庫用、格納庫用のもの	17		①4mmを超えるもの	27
	倉庫用、作業場のもの	15		②3mmを超え4mm以下のもの	19
木骨モルタル造のもの	店舗用、住宅用のもの	20	車庫用、格納庫のもの	①4mmを超えるもの	31
	車庫用、格納庫用のもの	15		②3mmを超え4mm以下のもの	25
	倉庫用、作業場のもの	14		③3mm以下のもの	19
鉄骨鉄筋コンクリート造・鉄筋コンクリート造のもの	住宅用のもの	47	倉庫用、作業場のもの	①4mmを超えるもの	31
	店舗用のもの	39		②3mmを超え4mm以下のもの	24
	車庫用、格納庫用のもの	38		③3mm以下のもの	17
	倉庫用、作業場のもの	38			

○ 車両・運搬具

構造・用途	細 目	耐用年数	構造・用途	細 目	耐用年数
一般用のもの	自動車(2輪・3輪自動車を除く。)	4	一般用のもの	その他のもの	6
	小型車(総排気量が0.660以下)			2輪・3輪自動車	3
	貨物自動車	自転車		2	
	ダンプ式のもの				
	その他のもの	5			

○ 農業用資産（※平成21年分の申告から耐用年数に変更となっていますのでご注意ください。）

構造・用途	細 目	耐用年数	構造・用途	細 目	耐用年数
主としてコンクリート造・れんが造、石造又はブロック造の構築物	果樹又はホップ棚	14	穀類收穫調整用器具	自脱型コンバインなど	7
	その他のもの	17		普通型コンバイン、脱穀機、穀類乾燥機など	
主として金属造の構築物	農用井戸、かん水用、散水用配管など	14	栽培管理用機具	たい肥散布機、田植機、育苗機、中耕除草機など	
	果樹又はホップ棚	5	防除用機具	スピードスプレーヤ、散粉機、噴霧機など	
土管を主とした構築物	暗きよ、農用井戸、かんがい用配管など	10	トラクター	歩行型トラクター その他のもの	

○ 生 物

構造・用途	細 目	耐用年数	構造・用途	細 目	耐用年数		
牛	繁殖用	6	りんご樹	わい化	20		
	役肉用牛			その他	29		
	乳用牛			ぶどう樹	12		
	種付用			なし樹	15		
	その他用			桃 樹	26		
豚	種付用	6	桜桃樹	くり樹・梅樹	15		
				その他用	6	かき樹	21
							25
綿羊・やぎ	6			25			
茶 樹	34			36			

○ 減価償却資産の定額法償却率表（※平成19年4月1日以後取得なら定額法、平成19年3月31日以前取得なら旧定額法。）

耐用年数	定額法償却率	旧定額法償却率	耐用年数	定額法償却率	旧定額法償却率	耐用年数	定額法償却率	旧定額法償却率	耐用年数	定額法償却率	旧定額法償却率
2	0.500	0.500	14	0.072	0.071	26	0.039	0.039	38	0.027	0.027
3	0.334	0.333	15	0.067	0.066	27	0.038	0.037	39	0.026	0.026
4	0.250	0.250	16	0.063	0.062	28	0.036	0.036	40	0.025	0.025
5	0.200	0.200	17	0.059	0.058	29	0.035	0.035	41	0.025	0.025
6	0.167	0.166	18	0.056	0.055	30	0.034	0.034	42	0.024	0.024
7	0.143	0.142	19	0.053	0.052	31	0.033	0.033	43	0.024	0.024
8	0.125	0.125	20	0.050	0.050	32	0.032	0.032	44	0.023	0.023
9	0.112	0.111	21	0.048	0.048	33	0.031	0.031	45	0.023	0.023
10	0.100	0.100	22	0.046	0.046	34	0.030	0.030	46	0.022	0.022
11	0.091	0.090	23	0.044	0.044	35	0.029	0.029	47	0.022	0.022
12	0.084	0.083	24	0.042	0.042	36	0.028	0.028	48	0.021	0.021
13	0.077	0.076	25	0.040	0.040	37	0.028	0.027	49	0.021	0.021

収支内訳書（農業所得用）の書き方

配付した収支内訳書の作成後、申告をお願いします。

※ 記帳・帳簿等の保存制度の対象者が平成26年1月から拡大され、事業所得、不動産所得又は山林所得を生ずる業務を行う全ての方（所得税の申告の必要がない方も含む）が対象となりました。

I 収入金額について

1 販売金額

販売金額の計算は次のとおりです。

その年中の現金及び振込み等の入金額 - 前年期末の未収金残高 + 本年期末の未収金残高

(注) 販売金額は消費税込みの金額とし、農協・市場手数料などの出荷経費を差し引きする前の金額を記入します。

2 家事消費金額

収穫した農産物を家事のために消費又は親族等に贈答した場合は、家事消費金額として収入金額に含めます。

3 雑収入

(1) 補助金等は、原則として支払いの通知を受けた年の農業所得の雑収入に計上します。

ア 経営所得安定対策（水田活用の直接支払交付金等）

イ 中山間地域等直接支払交付金

「中山間地域等直接支払交付金収支報告書」に記載された個人配分分と共同取組活動分の収入額の合計が農業所得の雑収入となります。

「中山間地域等直接支払交付金収支報告書」に記載された支出額のうち事業遂行上必要な支出については農業所得の必要経費となります。

(2) 次のような収入についても農業所得の雑収入となります。

収入の内容	収入金額の計上時期
わら、もみ殻など副産物の販売収入	販売した年の収入金額
農作業受託手数料	引渡しを要するものは引渡しの日、引渡しを要しないものは仕事の完成した日の収入金額
自主流通米や加工用米の精算金	通知があった年の収入金額
農協の事業分量分配金	通知があった年の収入金額
出荷奨励金、野菜供給安定基金等の補助金等	交付があった年の収入金額

(3) 次のような収入は農業所得の収入金額となりません。

収入の内容	区分される所得等
農協等から受け取る出資配当金	配当所得の収入金額となります。
小作契約に基づく収入	不動産所得の収入金額となります。 (注) 委託契約による収入金額は農業所得の収入金額となります。
建物更生共済の満期共済金	一時所得の収入金額となります。

II 必要経費について

農業所得の計算上、収入金額から差し引くことができるのは農業の経営に関して支出した費用に限られ、食費や住居費などの生活費は必要経費となりません。

なお、租税公課や動力光熱費等は農業部分と家事部分に区分（按分）し、農業部分を必要経費として科目を振り分けて記入します。

科 目	具 体 例
雇 人 費	農産物の生産や販売のため、雇人へ支払う給与や賃金のほか、食事や被服などの現物で支給した費用などを記入します。 (注) 家族への支払いは必要経費となりません。
小作料・賃借料	小作料、農業用の土地・建物の借用料、農具等の賃借料、ライスセンターや共同選果場の利用料金などの費用を記入します。
減 価 償 却 費	農業用の建物、農機具、車両などの償却費（※ 次頁Ⅲ参照）
貸 倒 金	取引先などの資力喪失のため回収不能となった場合の売掛金、未入金など事業の遂行上生じた債権の貸倒れによる損失を記入します。
利 子 割 引 料	農業用資金の借入金利子や農業用資産の割賦買入による支払利子、受取手形の割引料などを記入します。(注) 元本の返済分は必要経費となりません。
租 税 公 課	土地建物等の固定資産税、自動車税、農事組合費、生産組合費、印紙代など（消費税の課税事業者の方は消費税（地方消費税）の納税額）
種 苗 費	種子、苗などの購入費
肥 料 費	化学肥料や堆肥用わらなどの購入費
農 具 費	使用可能期間が1年未満か、取得価額が10万円未満の農具、機械、器具などの購入費
農 薬 ・ 衛 生 費	農薬の購入費、共同防除の負担金など
諸 材 料 費	ビニールシート代、果実の袋掛用袋代、わら、縄、支柱などの購入費
修 繕 費	農機具、農業用の建物・車両などの修理に要した費用、車検代など (注) 修繕費のうち原状回復を超える部分の支出がある場合は、減価償却資産の取得価額となります。
動 力 光 熱 費	水道料、電気料、農業機械・車両などに要した軽油・ガソリン代、ハウス施設の重油などの燃料費 家事関連費の計算について、電気料は使用時間、ガソリン代は走行キロ数などによって農業用部分を見積もって計算します。（※ 次頁Ⅳ参照）
作 業 用 衣 料 費	作業服代、長靴、手袋代などの購入費
農 業 共 済 掛 金	水稻・温室などの共済掛金、農業用の建物・車両に対する保険料 (注) 建物更生共済や長期火災保険の満期返戻金の支払に充てられる積立保険料の部分を除きます。
荷 造 運 賃 手 数 料	農産物等の販売に要した市場手数料、運送費、包装費など
土 地 改 良 費	土地改良区、水利組合の負担金のうち維持管理費の部分など
雑 費	研修費、事務用品の購入費、電話代、切手代など上記に分類できない経費

III 減価償却費の計算（定額法に基づく計算方法）

建物や農機具等のように使用することにより価値の減少する資産を減価償却資産といいます。

- 減価償却の対象となる資産は次のようなものです（10万円以上のもの）。
 - 作業場や倉庫、ハウス、農業用トラック、農機具など
 - 倉庫等の大規模な修繕など
- 減価償却資産を農業用に使用している場合は、次の算式で減価償却費を計算し必要経費に算入します。

【平成19年3月31日以前に取得した資産 ～旧定額法～】

取得価額の90% × 旧定額法の償却率 × (本年分の使用月数 ÷ 12) × 専用割合
減価償却費の累計額が償却可能限度額（取得価額の95%）まで達している場合には、その達した年分以後5年間で1円まで均等償却します。（20年分以後適用）

※ 生物については、取得価額に次の枠内で示す割合を乗じた金額（牛については、この金額と10万円とのいずれか少ない金額）となります。

・繁殖用の乳用牛：20% ・種付用の乳用牛：10% ・豚：30% ・果樹その他の植物：5%

【平成19年4月1日以後に取得した資産 ～定額法～】

取得価額 × 定額法の償却率 × (本年分の使用月数 ÷ 12) × 専用割合
 (注) 耐用年数経過時点で1円まで償却します。

- 取得価額が10万円以上20万円未満の減価償却資産については、以下の計算方法で農業用に使用した年以後3年間の各年分の減価償却費とすることができます。
 [計算方法] 取得価額が10万円以上20万円未満の減価償却資産の合計額 ÷ 3
- 下取りがある場合は、支払額に下取り価額を加えた額を新たに購入した資産の取得価額とします。この場合は、下取り価額が総合譲渡所得の収入金額に、未償却残高が必要経費になります。
- 平成20年度税制改正において、法定耐用年数について機械及び装置を中心に見直され、平成21年分から適用されています。農業用資産についても、耐用年数と償却率が変更になっているものが多いため、よく確認して計算してください。

IV 農業部分と家事部分の按分計算例

- 動力電力料 80,000円
- 電気料 120,000円（農業使用割合30%）
- ガソリン 40,000円（農業使用割合50%）

本年分必要経費の金額 = 80,000 + (120,000 × 30%) + (40,000 × 50%) = 136,000円

農業に関する帳簿等（販売伝票や経費の領収書など）は農業所得を計算する際に必要となりますので大切に保管してください。